

## 小学校社会科における ESD の課題

石野 沙織

(京都教育大学大学院 社会科教育専修)

### Problem of ESD in elementary school social studies

Saori ISHINO

2015年11月30日受理

**抄録**：本論文は、小学校社会科における学習内容を ESD の視点から分析し、課題を考察したものである。分析の結果、①ESD に該当する学習の多くは環境と文化に関するものであり、経済面に関する学習アプローチが希薄である、②グローバルなフィールドでの学習が希薄であることが課題として挙げられ、ESD が目指す環境・経済・社会の3領域を包括する取り組みが成されていないことが分かった。社会科は地理、歴史、公民を扱う分野の広さと、身近な地域のことから国際社会に関することまでを取り扱うフィールド面での広さを持っている特性上、他の教科と比べ ESD の実践を行いやすいと言える。我々の日々の生活は、食料品から日用雑貨、エネルギー資源に至るまで、貿易を通して諸外国と関わることで成り立っている。小学校段階においても、貿易を通して諸外国と関係を持っていることを学習するため、経済面からの学習アプローチを展開し、ESD が目指す環境・経済・社会の3領域を包括する取り組みを進めることは可能だと考える。

**キーワード**：小学校、社会科、ESD

## I. はじめに

第二次世界大戦が終結すると、世界は復興に向けて歩みを進め、先進諸国では著しい経済発展が遂げられた。しかし、この著しい経済発展は環境に大きな負荷をかけるものであり、1960年代には海洋汚染が深刻な問題となった。1972年の国連人間環境会議において、初めて経済開発とそれに伴う環境問題が国際的な議題となって以降、経済的利益のみを追い求める開発ではなく、自然環境や資源を保護しながら将来世代にも経済的利益がもたらされる開発の必要性が国際的に認識されるようになる。こうした認識は「持続可能な開発 (Sustainable Development)」という概念として提唱され、1992年の国連環境開発会議において、持続可能な開発を推進するためには、教育が重要な役割を果たすこと、つまり ESD (Education for Sustainable Development) の必要性が国際的に周知された。提唱当初の ESD は環境問題に焦点化した取り組みであったが、その後、経済、社会面も包括するものへと変化し、国際社会が一丸となって取り組みを進めることの必要性が認識されるようになる。それは2002年の国連総会において、「国連持続可能な開発のための教育の10年 (DESD<sup>1</sup>)」が採択されたことで形となった。

こうした国際的な潮流は日本の教育にも大きく影響し、教育基本法をはじめとする法改正において ESD の考え方が取り入れられ、社会科学学習指導要領の改訂においては「持続可能な社会の実現」がキーワードとなった。このキーワードは小学校社会科にも導入されたものであるため、筆者は本論文において小学校社会科に焦点をあて、ESD を視点とした教育内容の分析を行い考察をすることとする。

<sup>1</sup> Decade of Education for Sustainable Development

## II. ESD

2005年からの10年間は「国連持続可能な開発のための教育の10年（DESD）」と設定され、最終年である2014年には名古屋市において世界会議が開催された。世界会議では、DESDの後継プログラムとしてGAP（Global Action Program）が正式に発表され、継続してESDを推進していくことの必要性が認識された。

本章においてはESD提唱に至る経緯等、本論文の軸となるESDについて述べる。

### 1. ESDとは

世界には貧困や開発に関する問題をはじめ、人権や環境に関するものなど様々な問題が存在し、その解決が求められている。ESDとは、現代社会の諸課題を自らの課題として捉え、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動<sup>2</sup>である。

ESDは環境・経済・社会の3領域が統合的、持続的に発展していくことを目指しているため、特定の領域に焦点化した学習活動を展開するのではなく、図1に示したように、これら3領域を包括的に取り扱うことが求められている。また、環境・経済・社会それぞれの側面から統合的にアプローチすることが求められており、こうした統合的なアプローチは、ESDを実施する際に特に必要となる2観点、①人格の発達や、自律心、判断力、責任感などの人間性を育むこと、②他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、「関わり」、「つながり」を尊重できる個人を育むこと、を満たす上でも重要となる。この2観点を満たす学習や活動を通して、表1に示した目標と育みたい力の達成がESDでは求められる。



図1 ESDの概念図

出典：日本ユネスコ国内委員会（2013）「ユネスコスクールと持続発展教育（ESD）」p.1

表1 ESDの目的・目標・育みたい力

目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>質ある基礎教育へのアクセスを向上させる</li> <li>人々の理解と認識を向上させる</li> <li>既存の教育プログラムを再構築する</li> <li>訓練を提供する</li> </ul>
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての人が質の高い教育の恩恵を享受すること</li> <li>持続可能な発展のために求められる原則、価値観及び行動が、あらゆる教育や学びの場に取り込まれること</li> <li>環境、経済、社会の面において持続可能な将来が実現できるような価値観と行動の変革をもたらすこと</li> </ul>
育みたい力	<ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能な発展に関する価値観（人間の尊重、多様性の尊重、非排他性、機会均等、環境の尊重等）</li> <li>体系的な思考力（問題や減少の背景の理解、多面的かつ総合的なものの見方）</li> <li>代替案の思考力（批判力）</li> <li>データや情報の分析能力</li> <li>リーダーシップの向上</li> </ul>

日本ユネスコ国内委員会（2013）「ユネスコスクールと持続発展教育（ESD）」、佐藤真久・阿部治監訳（2006）「DESD 国際実施計画」『ESD-J2005 活動報告書』持続可能な開発のための教育の10年推進会議（ESD-J）より筆者作成

### 2. ESD 提唱の経緯

ESDは国連において関心の高かった「持続可能な開発」と「教育」の2つの大きな事項が統合して誕生した

<sup>2</sup> 日本ユネスコ国内委員会（2013）「ユネスコスクールと持続発展教育（ESD）」p.1より

ものである。本項ではこの 2 つの視点から ESD 提唱の経緯を述べる。

#### (1) 持続可能な開発の視点

本論文の冒頭でも述べたように、第二次大戦後の世界は復興へと歩みを進め、著しい経済開発と発展を遂げたが、その一方で深刻な環境問題を引き起こした。地球規模で起こる環境問題を目の当たりにした国際社会は、経済的利益を重視する開発ではなく、自然環境や資源を保護しながら将来世代にも経済的な利益がもたらされる開発の必要性を認識するようになる。こうした認識は、1987 年に世界環境開発委員会が国連総会に提出したブルントラント報告により「持続可能な開発 (SD : Sustainable Development)」という概念で提唱され、「現代の世代の要求を満たしつつ、将来の世代の要求も満たす開発」と定義づけられた。

ブルントラント報告における SD 提唱を受け、1992 年に国連環境開発会議が開催された。同会議において合意された地球環境行動計画「アジェンダ 21」の第 36 章「教育、意識啓発、研修の促進」において「教育は、持続可能な開発を促進し、環境と開発の問題に取り組む人々の能力を高める上で決定的に重要である<sup>3)</sup>」と述べられ、ESD の考え方が国際的に周知された。このとき示された ESD が取り組む事項として、①基礎教育の充実、②既存の教育プログラムの見直し、③普及啓発、④訓練が挙げられ、表 1 に示した現在の ESD の目的は、このときの 4 項目を色濃く受け継いでいることが分かる。このことから、現在の ESD は 1992 年のアジェンダ 21 の採択によって、その基礎ができたと言える。

SD や ESD については、1992 年の国連環境開発会議以降も議論され、1997 年の「環境と社会に関する国際会議」で SD や ESD が対象とする範囲がより広範囲に及ぶことが示された。それまでの SD や ESD が対象とするのはあくまでも環境に限定されていたが、「持続可能性という概念は、環境だけでなく、貧困、人口、健康、食糧の確保、民主主義、人権、平和などをも包含するものである<sup>4)</sup>」とされ、社会、文化面においても持続可能性の概念を重視することが国際的な認識となった。

1992 年の国連環境開発会議から 10 年目の節目となる 2002 年に、持続可能な開発に関する世界サミットが開催され、日本政府は日本の NGO が発案した DESD を提案した。この日本の提案は、同年に開催された国連総会において、先進国と途上国を含む 46 ヶ国を共同提案国としての決議案となり、満場一致で採択された。この採択により、これまで共通した方針等がなかった ESD を世界的に進めていくために、ユネスコを主導機関として国際実施計画が示され、先進国も途上国もそれぞれの課題に応じての取り組みを進めていくこととなった。

#### (2) 教育的視点

戦後、国連発足とともに起草され、ESD の目標にも大きく寄与しているのが世界人権宣言である。1948 年に発表された同宣言の第 26 条では「すべての人は、教育を受ける権利を有する」と明記され、自由や平等などが保障される基本原則と共に教育の保障もされた。ESD の目標である「全ての人が質の高い教育の恩恵を享受すること」はこの第 26 条が根幹となっている。

その後、「子どもの権利条約」、「万人のための教育世界宣言」等が発表され、国連は万人に対しての教育の重要性とその普及を一貫して訴えている。1990 年に発表された「万人のための教育世界宣言」において「基礎教育は全ての子ども、青年、成人に提供されなければならない。このために、質の高い基礎教育の提供を拡大し、格差を是正するために首尾一貫した方策をとらなければならない<sup>5)</sup>」とし、女性や障害者の教育へのアクセスを普遍的なものにすることも明記されている。ESD における目標などに、環境面のみならず、教育へのアクセスを万人に対して普遍的なものにする機会均等や人間の尊重などが含まれるのは、国連が長年にわたり訴えてきた万人に対する教育の重要性を含んでいるためである。

以上のように、ESD は当初、経済開発に伴う環境問題への対策として生まれたものであったが、SD の概念が社会や文化面をも包括する広範囲に及ぶようになったこと、そして DESD が採択され国連機関であるユネスコが先導機関になったことで、幅広い領域を対象とする現在の性格へと変化した。

<sup>3)</sup> 西井麻美 他 (2012) 「持続可能な開発のための教育 (ESD) の理論と実践」 ミネルヴァ書房 p.2

<sup>4)</sup> 同上

<sup>5)</sup> 第 2 条ビジョン構築

### 3. 国際実施計画における DESD の目標・目的

2002年の国連総会で DESD の先導機関となったユネスコは、2005年に DESD 国際実施計画を策定した。この計画により、DESD の全体を貫く目標は、「持続可能な開発の原則、価値観、実践を、教育と学習のあらゆる側面に組み込むことである」<sup>6</sup>とされ、「誰にとっても教育から恩恵を受ける機会があり、そして、持続可能な未来の構築と、現実的な社会転換のために必要な価値観や行動、ライフスタイルを学習する機会がある世界である」<sup>7</sup>ことが基本的なビジョンとして提示された。

表2に示したように、DESD は全体を貫く第1目標と、国家レベルの目標となる第2目標に大別される。国家レベルで取り組まれる ESD の内容は地域によって異なり、先進国と途上国という大枠で見ると、先進国における ESD の中心は、環境教育や開発教育などであり、途上国においては貧困問題の解決を中心とするものなどとされている。

表2：DESD 国際実施計画における目標と目的

＜基本ビジョン＞	
誰にとっても教育から恩恵を受ける機会があり、そして持続可能な未来の構築と現実的な社会転換のために必要な価値観や行動、ライフスタイルを学習する機会がある世界の実現	
<b>【第1目標】</b> DESD 全体の目標 持続可能な開発の原則、価値観、実践を教育と学習のあらゆる側面に組み込むこと	<b>【DESD の目的】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ESD のステークホルダー間のネットワーク、連携、交流相互作用を促進すること</li> <li>・ ESD における教授と学習の質の改善を促進すること</li> <li>・ ESD の取り組みを通して、ミレニアム開発目標に向けて進展し達成できるよう、各国を支援すること</li> <li>・ 教育改革の取り組みに ESD を組み込むための新たな機会を各国に提供すること</li> </ul>
<b>【第2目標】</b> 国家レベルの目標 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あらゆる形態の教育、人々の認識、訓練を通して持続可能な開発についてのビジョン構築と持続可能な開発への移行を促進するための機会を提供すること</li> <li>・ 持続可能な開発において教育と学習が果たす重要な役割への関心を高めること</li> </ul>	

佐藤真久・阿部治監訳（2006）「DESD 国際実施計画」『ESD-J2005 活動報告書』持続可能な開発のための教育の10年推進会議（ESD-J）より筆者作成

### 4. DESD 国内実施計画

ユネスコにより DESD 国際実施計画が作成されたことにより、日本も2006年に ESD 関係省庁連絡会議（以下：連絡会議）が国内実施計画を策定し、関係機関と連携しながら ESD の推進を図ってきた。次章で述べるが、学校教育の基本的方針となる学習指導要領の改訂もその一つである。現行の学習指導要領には、持続可能な社会の構築という観点が盛り込まれ、学校教育において ESD の実施が方針として示された。

連絡会議が策定した計画において、日本が優先的に取り組むべき課題として環境保全が挙げられ、連絡会議は「先進国が取り組むべき環境保全を中心とした課題を入り口として、環境、経済、社会の統合的な発展について取り組みつつ、開発途上国を含む世界規模の持続可能な開発につながる諸課題を視野に入れた取り組みを進めていく」<sup>8</sup>方針を示した。中間年にあたる2011年には DESD 後半に向けて計画の改訂を行い、「ESD の10年後半における重点的取組事項」の1つとして、「教育機関における取り組み」を推進方策として示した。この推進方

<sup>6</sup> 佐藤真久・阿部治監訳（2006）「DESD 国際実施計画」『ESD-J2005 活動報告書』持続可能な開発のための教育の10年推進会議（ESD-J）p.174

<sup>7</sup> 同上

<sup>8</sup> 「国連持続可能な開発のための教育の10年」関係省庁連絡会議（2011）「我が国における『持続可能な開発のための教育の10年』実施計画（ESD 実施計画）」p.8

針が示されたことや、後述する学習指導要領の改訂、日本の教育の根幹である教育基本法の改正において、ESD の観点が盛り込まれたことから、学校教育が日本における ESD 推進にとって大きな役割を果たしていることが観える。

### Ⅲ. 教育現状

DESD 採択後、連絡会議が国内実施計画を策定するなど、国内における取り組みが進められてきた。特に学校教育面においてその推進は顕著に見られる。そこで本章では、教育基本法の改正や学習指導要領の改訂も含め、教育現状、特に小学校社会科における教育内容を示す。

#### 1. 法改正

DESD の採択を受け、2005 年に連絡会議が設置されるなど、日本国内における ESD 推進の動きが活発になる中で、特に大きな取り組みだったのは教育基本法や学校教育法の改正だと言える。日本の教育の根底となる教育基本法は 1947 年の公布以来改正されることがなかったが、DESD 実施開始の翌年にあたる 2006 年に 60 年ぶりの改正となった。大きく改正された項目や新設項目に着目すると、第二条三項では社会形成と発展への寄与、同四項では環境保全、五項では国際理解と国際協力といった、ESD が目指す人間像に必要となる力の育成が明記され、ESD の性格が色濃く反映されていることがうかがえる（表 3）。

表 3：改正後の教育基本法における ESD 反映項目

改正後の教育基本法	改正前の教育基本法
(教育の目標) 第二条 (略) 三 <u>正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画しその発展に寄与する態度を養うこと。</u> 四 <u>生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。</u> 五 <u>伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。</u>	(教育の方針) 第二条 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。
(義務教育) 第五条 (略) 二 <u>義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。</u>	(義務教育) 第四条 (略) (新設)

(改正前後の教育基本法の比較より抜粋、加筆)

また、教育基本法の改正に伴い、教育三法<sup>9</sup>の改正も行われ、中でも 2007 年の学校教育法改正は具体的な教育内容の方針を示す学習指導要領改訂に結びつく重要な法改正となった。この学校教育法改正における「各学校種

<sup>9</sup> 学校教育法等、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法及び教育公務員特例法

の目的及び目標の見直し等」において、義務教育の目標に①規範意識、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する態度、②生命及び自然を尊重する精神、環境の保全に寄与する態度、③伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度、他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度の3点が規定された。これら3点の目標は持続可能な社会構築に必要な力で、ESDが育みたい力と重なるものであり、教育基本法と同じくESDの影響を受けていることが視える。こうした学校教育法によって定められた目標達成に向け、2008年の学習指導要領改訂に至る。

## 2. 社会科学習指導要領改訂

教育基本法などの改正を踏まえた学習指導要領改訂に向け中央教育審議会は答申を行い、この答申の中で社会科、地理歴史科、公民科の改善の基本方針は次のように示された。

- 社会科、地理歴史科、公民科においては、その課題を踏まえ、小学校、中学校及び高等学校を通じて、社会的事象に関心を持って多面的・多角的に考察し、公正に判断する能力と態度を養い、社会的な見方や考え方を成長させることを一層重視する方向で改善を図る。
- 社会的事象に関する基礎的・基本的な知識、概念や技能を確実に習得させ、それらを活用する力や課題を探究する力を育成する観点から、(中略)事象の特色や事象間の関連を説明すること、自分の考えを論述することを一層重視する方向で改善を図る。
- 我が国及び世界の成り立ちや地域構成、今日の社会経済システム、様々な伝統や文化、宗教についての理解を通して、我が国の国土や歴史に対する愛情をはぐくみ、日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きるとともに、持続可能な社会の実現を目指すなど、公共的な事柄に自ら参画していく資質や能力を育成することを重視する方向で改善を図る。 (下線は筆者加筆)

こうした改善の基本方針を受け、小学校社会科における改善の具体的次項は次のように示された。

- 生活科の学習を踏まえ、児童の発達の段階に応じて、地域社会や我が国の国土、歴史などに対する理解と愛情を深め、社会的な見方や考え方を養い、身に付けた知識、概念や技能などを活用し、よりよい社会の形成に参画する資質や能力の基礎を培うことを重視して改善を図る。(略)
  - (ア) 広い視野から地域社会や我が国の国土に対する理解を一層深め、日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きていくための基盤となる知識・技能を身に付けることを重視して改善を図る。(略)
  - (イ) 我が国の歴史や文化を大切に、日本人としての自覚をもつようにするとともに、持続可能な社会の実現など、よりよい社会の形成に参画する資質や能力の基礎を培うことを重視して改善を図る。(略)
- (下線は筆者加筆)

以上のように、答申の基本方針においてESDが目指す持続可能な社会の実現が社会科教育全体の方針として示され、小学校社会科においてもそれは明記された。しかし内容構成に関しては前学習指導要領からの大きな変更はなく、平成10年度版学習指導要領の内容を一部見直すと共に新たに必要となる内容を加えるものとなった。

## 3. 小学校社会科の教科目標と学習内容

小学校社会科の教科目標は次のように示されている。

*社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。*

小学校社会科学習指導要領において社会生活とは、「社会とのかかわりの中での人々の生活のことであり、地域の地理的環境や組織的な諸活動の様子などとともに、我が国の国土の地理的環境や産業と国民生活との関連、我が国の歴史的背景などを含んでいる」<sup>10</sup>と示され、こうした社会生活についての理解や、それに続く国土と歴史に対する愛情を育てることで、社会科の究極的なねらいである公民的資質の基礎を養うことが目指されているのである。公民的資質とは「国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者、すなわち市民・国民として行動する上で必要とされる資質」<sup>11</sup>のことを指し、そうした形成者としての自覚を持って ①自他の人格を互いに尊重し合う ②社会的義務や責任を果たそうとする ③社会生活の様々な場面で多角的に考えたり、公正に判断したりする等の態度や能力と考えられている。学習指導要領においても、こうした公民的資質は、よりよい社会の形成に参画する資質や能力の基礎を含むとされ、持続可能な社会の実現にも必要な資質・能力の基礎にあたる<sup>12</sup>とされている。こうした教科目標を達成するため、各学年において表 4 に示す各目標が設定され、この系統目標を達成するため、第 3,4 学年では地域学習、第 5 学年では国土学習、第 6 学年では歴史学習と公民分野の学習が設定され、表 5 に示した学習内容が展開されている。

表 4：各学年の系統目標

	第 3,4 学年	第 5 学年	第 6 学年
理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の産業や消費生活の様子、人々の健康な生活や良好な生活環境及び安全を守るための諸活動について理解できるようにする。</li> <li>地域の地理的環境、人々の生活の変化や地域の発展に尽くした先人の働きについて理解できるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>我が国の国土の様子、国土の環境と国民生活との関連について理解できるようにする。</li> <li>我が国の産業の様子、産業と国民生活との関連について理解できるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>国家、社会の発展に大きな働きをした先人の業績や優れた文化遺産について興味・関心と理解を深めるようにする。</u></li> <li>日常生活における政治の働きと我が国の政治の考え方及び<u>我が国と関係の深い国の生活や国際社会における我が国の役割を理解できるようにする。</u></li> </ul>
態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域社会の一員としての自覚をもつようにする。</li> <li>地域社会に対する誇りと愛情を育てるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>環境の保全や自然災害の防止の重要性について関心を深め、国土に対する愛情を育てるようにする。</u></li> <li>我が国の産業の発展や社会の情報化の進展に関心を持つようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>我が国の歴史や伝統を大切にし、国を愛する信条を育てるようにする。</li> <li><u>平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きていくことが大切であることを自覚できるようにする。</u></li> </ul>
能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における社会的事象を観察、調査するとともに、地図や各種の具体的資料を効果的に活用し、地域社会の社会的事象の特色や相互の関連などについて考える力、調べたことや考えたことを表現する力を育てるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会的事象を具体的に調査するとともに、地図や地球儀、統計などの各種の基礎的資料を効果的に活用し、社会的事象の意味について考える力、調べたことや考えたことを表現する力を育てるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会的事象を具体的に調査するとともに地図や地球儀、年表等の各種の基礎的資料を効果的に活用し、社会的事象の意味をより広い視野から考える力、調べたことや考えたことを表現する力を育てるようにする。</li> </ul>

(小学校学習指導要領解説社会編 pp.13-15 より筆者作成)

<sup>10</sup> 文部科学省 (2008) 「小学校学習指導要領解説 社会編」 p.11

<sup>11</sup> 同上 p.12

表5：各学年の学習内容

3,4 学年	ア 身近な地域や市の地形、土地利用、公共施設などの様子 イ 地域の生産や販売に携わっている人々の働き ウ 地域の人々の健康な生活や良好な生活環境を守るための諸活動 エ 地域の人々の安全を守るための諸活動 オ 地域の古い道具、文化財や年中行事、地域の発展に尽くした先人の具体的事例 カ 県の地形や産業、県内の特色ある地域
5 学年	ア 我が国の国土の様子と国民生活との関連 イ 我が国の農業や水産業（食料生産）の様子と国民生活との関連 ウ 我が国の工業の様子と国民生活との関連 エ 我が国の情報産業などの様子と国民生活との関連
6 学年	ア 我が国の歴史上の主な事象 イ 我が国の政治の働き、日本国憲法の考え方 ウ 我が国とつながりの深い国の人々の生活の様子、国際社会における我が国の役割

(小学校学習指導要領解説社会編 pp.16-17 より筆者作成)

#### IV. 分析と考察

前章において、筆者は社会科改訂の基本方針や教科目標を示した。そこには「持続可能な社会の実現」や、そうした社会の実現に必要な公民的資質の育成が目指されているなど、社会科がESDの特色を持つ教科であることが明らかとなった。

本章においては、前章の最後に示した小学校社会科の学習内容をESDの視点から分析と考察を行い、ESD実践における現状の小学校社会科の課題を述べる。

##### 1. ESDを視点とした学習内容の分析

表5に示した小学校社会科の学習内容をESDの視点から分析を行うため、筆者は第3学年から第6学年までの教科書（東京書籍）を用いた。分析に際して、①学習対象となっているフィールドの問題を取り上げ、今後の発展や改善に関わる内容となっているか、②学習対象となっているフィールドが培ってきた産業や文化財等について理解するとともに、それらの発展・保全に関わる内容になっているか、の2点を視点として、教科書の内容を分析した。その結果、ESDに該当する単元と該当分野は表6に示したようになった。ESD該当分野については、図1に示したESDを実践する際の学習分野に準じるが、エネルギー学習と気候変動については環境学習に含むこととし、名称は略称で示している。学習対象のフィールド（F）は、身近な地域（市町村、都道府県）、日本全体、世界の3つに分け、ローカル（L）、ナショナル（N）、グローバル（G）の名称で分類した。

##### 2. 考察

表6に示した分析結果から、自然環境の保全や資源・エネルギー等に関する「環境学習」と地域の伝統文化や産業に関する「文化財等に関する学習」が多く、対象となるフィールドは身近な地域に重点化されていることが分かる。このことから、筆者はESDを視点とした場合の小学校社会科は経済面の学習、とりわけグローバルなフィールドでの学習が不足している点を課題として挙げる。

DESDE採択後の教育基本法及び学校教育法などの法改正や学習指導要領改訂に際して、ESDの理念が取り入れられ、前章でも示したように、具体的な文言として「持続可能な社会の実現」がキーワードとなった。先にも述べたように、小学校社会科の内容構成は平成10年度版のものを基礎に一部を見直す形となったが、「持続可能



な社会の実現など、より良い社会の形成に参画する資質や能力の基礎を培うことができる<sup>12)</sup>ことを目指す内容改善であることが答申では示された。しかし、改訂された現行の学習指導要領に基づく小学校社会科の学習内容は、表 6 の分析結果に示したように、環境面と地域社会の文化面に関する内容が多くを占め、持続可能な社会を実現するために考慮しなければならない経済面が不足していると言える。つまり、ESD が目指している経済・環境・社会の 3 領域を包括する取り組みがなされているとは言えないと筆者は考える。

表 6：ESD 該当単元

学年	大単元名	中単元名	F	ESD 該当分野
3.4 年	「かかわってきた人々の暮らし」	①古い道具と昔の暮らし ②のこしたいもの、つたえたいもの	L	文化財等
	「暮らしを守る」	①火事から暮らしを守る ②事故や事件から暮らしを守る	L	防災
	「住みよいくらしをつくる」	①水はどこから ②ごみのしよりと利用	L・G	環境
	「きょう土をひらく」		L	文化財等
	「わたしたちの県」	②特色ある地いきと人々の暮らし	L	生物多様性・環境 文化財等
5 年	「わたしたちの国土」	③国土の気候の特色と人々の暮らし	L	文化財等
	「わたしたちの生活と食料生産」	②水産業の盛んな静岡県 ③これからの食料生産とわたしたち	L・N	環境
	「わたしたちの生活と環境」	①わたしたちの生活と森林 ②環境を守る わたしたち ③自然災害を防ぐ	L・N	環境・生物多様性 文化財等・防災
6 年	「世界の中の日本」	①日本とつながりの深い国々 ②世界の未来と日本の役割	N・G	環境・国際理解

(東京書籍「新しい社会」3・4 上下、5 上下、6 上下を参考に筆者作成)

確かに日本を含む先進諸国が優先して取り組む課題として環境問題が掲げられており、日本においても連絡会議が策定した国内実施計画で環境問題を優先的課題事項として取り上げている。また、教育基本法や学習指導要領の方針でも自国の伝統文化や歴史等への理解と自国への愛情を育むことが示されているため、環境面と社会面を主とする現状の小学校社会科の学習内容はその方針に沿っていると言える。しかし筆者は社会科の特性から、ESD を視点とした際、現状の学習内容には課題があると判断する。

社会科は地理や歴史、公民分野で様々な事象を扱う領域面と、地域社会から国際社会までを対象とするフィールド面での幅広さを特徴とする教科であり、他教科に比べて ESD の目指す包括的な取り組みを実施しやすい教科である。また、国内実施計画では環境保全を中心に、環境・経済・社会の統合的な発展に取り組むこと、途上国を含む世界規模の SD につながる諸課題を視野に取り組みを進めていくことが示され、教育内容に関しても、環境教育や人権教育等、既存の教育を個別に推し進めるのではなく、様々な分野をつなげての取り組みをすることが必要であると述べられている。こうした環境・経済・社会の 3 領域に統合的にアプローチすることができ、環境教育や人権教育等、既存の教育も包括的に取り組むことができるのは、先にも述べたように領域面とフィールド面の幅広さを持つ社会科である。

しかし、前述したように小学校社会科における教育内容は、環境面と文化面(社会面)が重点的に取り組まれ、経済面が不足している。また国内の事象についての学習が大半を占めるため、フィールド面での広がりも希薄である。小学校段階においても、日本が諸外国と貿易を通じて関係があることを学ぶため、グローバルなフィールドで経済面からのアプローチを図ることは不可能とは言えない。だが、国際分野の学習において学習指導要領や

12 文部科学省(2008)「小学校学習指導要領解説 社会編」p.6

教科書で取り上げるのは国際紛争が主であり、それらを解決する国連等の機関についての理解と異文化理解の重要性を理解させることに留まっている。日本におけるESDは環境・経済・社会の統合的な発展に取り組むことと、途上国を含む世界規模のSDにつながる諸課題を視野に取り組むことが求められているため、異文化理解等に留まる学習は望ましいと言えない。

以上のことから、ESDを視点としたとき、現状の小学校社会科の学習指導要領の方針は、統合的な発展を目指す上で必要となる経済面に関する学習、特にグローバルなフィールドでの学習が不足しており、ESDで求められている包括的な取り組みがなされているとは言い難く、筆者はこれを課題であると判断した。

## V. 終わりに

ESDを視点として小学校社会科の学習内容を分析し課題の考察を行ったが、筆者は教育現場、特に教員にESDという考え方が浸透していないことにも問題があると感じている。筆者は自身に関わりを持っている公立小学校の教員に対して、「ESDを知っているか」という問いかけをしてきたが、その問いに対して「知っている」と返答されたことは未だにない。教員養成大学である本学の学生に同じ問いかけをしても返答はいつも芳しくない。

総合的な学習の時間等を利用して、国際理解学習や環境学習は行われているため、現状においてESDが全く推進されていないわけではない。しかし、その学習はあくまでも異文化理解や自然環境の保全や改善を目指すものであり、ESDが目指す環境・経済・社会を包括する取り組みとなっていないのが現状である。ESDは特別な教育ではないため、既存の教育内容でも少し視点を変えれば、環境・経済・社会の3領域を包括するESDの実践を行うことは可能である。だが、現職教員や教員養成段階の学生がESDの考えを知らなければ発想の転換を行うこともなく、既存の教育内容と方針に従う従来の教育から脱することは難しいと筆者は考える。DESDが終了しても、後任プログラムのGAPが発表され、今後もESDの必要性が認識されていることから、教育内容をESDの視点で今後見直すことは必要であり、現職教員に対してのESD普及はもちろん、教員養成段階においてESDを広めていくことも重要ではないだろうか。

### 参考文献・資料

1. 生方秀紀 他 (2010) 『ESD (持続可能な開発のための教育) をつくる-地域で開く未来への教育-』 ミネルヴァ書房
2. 北 俊夫他 (2011) 『新しい社会 3・4 上』 東京書籍
3. 北 俊夫他 (2011) 『新しい社会 3・4 下』 東京書籍
4. 北 俊夫他 (2011) 『新しい社会 5 上』 東京書籍
5. 北 俊夫他 (2011) 『新しい社会 5 下』 東京書籍
6. 北 俊夫他 (2011) 『新しい社会 6 上』 東京書籍
7. 北 俊夫他 (2011) 『新しい社会 6 下』 東京書籍
8. 「国連持続可能な開発のための教育の10年」 関係省庁連絡会議 (2011) 「我が国における『持続可能な開発のための教育の10年』 実施計画 (ESD実施計画)」
9. 佐藤真久・阿部治監訳 (2006) 「DESD 国際実施計画」 『ESD-J2005 活動報告書』 持続可能な開発のための教育の10年推進会議 (ESD-J)
10. 鈴木敏正 (2013) 『持続可能な発展の教育学-ともに世界をつくる学び-』 東洋館出版社
11. 西井麻美 他 (2012) 『持続可能な開発のための教育 (ESD) の理論と実践』 ミネルヴァ書房
12. 日本ユネスコ国内委員会 (2013) 『ユネスコスクールと持続発展教育 (ESD)』
13. 文部科学省 (2008) 『小学校学習指導要領解説 社会編』